



重大事態又はその疑いの発生

重大事態とは

- ①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき、或いは、生じた疑いがあると認めるとき。  
○児童が自殺または企図した場合 ○身体に重大な被害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間：年間30日、一定期間連続して）
- ③いじめの有無にかかわらず、保護者や児童から①や②に至ったとの申し立てがあったとき。

生活指導主任、管理職への報告

○いつ ○どこで ○誰が ○誰から ○何によって ○どうなった（どんなことが発生した）、～の疑いがある

以後時系列に記録をとる

市教育委員会学校教育課へ第1報（22-9532）

- ① 事実として把握していることのみ報告する。  
□いつ、どこで、だれが、何によって、どうなった（～した疑いがあること）
- ② 指示・助言を受ける  
□いじめ調査・対策委員会を立ち上げる旨伝え、特に外部からの構成メンバーについて  
□緊急にとるべき措置について指導助言を得る。  
□マスコミ、保護者対応で留意すべき点 など

保護者、マスコミ対応1

- ※窓口の一本化
- ※教育委員会との連絡を密に取とり指導助言を受ける。
- ①PTA 会長  
□事実連絡  
□保護者会等の開催、段取り等の協力依頼
- ②第1回保護者会  
□教育委員会の出席  
□校長による謝罪、客観的事実の説明  
□調査委員会の立ち上  
□現時点でのこれからの学校としての取組  
□協力要請
- ③第1回マスコミ会見（場合によって）  
※時間を区切る  
□教育委員会の出席  
□校長による謝罪、客観的事実の説明  
□調査委員会の立ち上  
□現時点でのこれからの学校としての取組  
□協力要請

調査委員会の開催（校内+外部）

- 基本学校が主体となって調査を行う。ただし、教委が主体となって行う場合がある。
- ① 構成メンバー 校内いじめ対策委員会委員  
市教委から加えるよう指導があった外部委員
- ② 調査期日、調査内容、調査方法、調査対象、分担等を検討、決定
- ③ 調査項目（事実を明確にするために） □いつ、どこで、だれが、何によって、どうなった（～した疑いがあること）
- ④ 調査についての配慮事項を確認する
- ⑤ 調査結果の分析、関係者等への報告などの日程を確認する
- ⑥ マスコミ、保護者対応の検討を行う
- ※ 全校児童への質問紙による調査の場合は、調査前に児童及び保護者に公開する機会があることを知らせておく。
- ⑦ 当面の教育活動の正常化に向けての取組

緊急職員会議の開催（調査委員会の決定事項の周知）

事実調査

- 質問紙調査と集計
- いじめられた児童から聴き取り可能な場合  
\*児童が信頼する教師と生徒指導担当があたる。
- ①いじめが  
・誰から、1対1？複数？グループ？  
・いつ頃から、どんなことが？（最近？長期？）どんな時に  
・どんなことから？何かのきっかけで？：思い当たれば  
・どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）  
・どんな方法で？（暴力？無視？など）  
・学校や先生はどのように対応したか
- ②児童の要望を聞く（被害者児童、知らせた児童等）

- いじめられた児童からの聴取が不可能な場合  
\*保護者が信頼する教師と生徒指導担当があたる。
- ①保護者の要望・意見を十分聴く。（調査の仕方等について協議する。）
- ②調査する。（在籍児童、教職員）

- ※質問紙調査実施の場合  
\*質問項目等の吟味(教委と協議)  
\*対象となる児童及び保護者にいじめられた児童とその保護者に結果を提供することがあることを説明しておく。
- 職員への調査  
聞き取りや質問紙で実施  
\*事実の認識  
\*教職員、学校がどのように対応したか。

- ※いじめを必ず解消することを伝える。
- ※ 被害者児童、伝えた児童を守ることを優先する
- ※ 継続的な心のケア、学習支援等を行う。

保護者、マスコミ対応2

- ※窓口の一本化
- ※必要により実施
- ※教育委員会との連絡を密にし、指導を受ける。
- ※必要により複数回設定する。
- ①PTA 会長  
□保護者会等の開催、段取り等の協力依頼
- ②第2回保護者会  
□教育委員会の出席  
□校長（又は調査委員会）による説明  
□調査結果を受けての学校としての取組説明  
□協力要請
- ③第2回マスコミ会見  
※時間を区切ること  
□教育委員会の出席  
□校長（又は調査委員会）による説明  
□調査結果を受けての学校としての取組  
□協力要請

調査委員会の開催  
□結果の分析 □問題点の指摘 □改善点の指摘 □報告書の内容検討と作成

被害児童及び保護者への報告

- ①事実関係について説明する。  
□「いつ」「誰から」「どのような様態で」  
□学校がどのように対応したか
- ②以後の学校の取組について説明する。
- ③希望すれば、保護者が報告書への意見を添えた文書を市長への報告書に添付できることを知らせる。  
※他の児童のプライバシーに配慮する。どこまで報告するか、どのように報告するか、必ず教育委員会と協議する。  
※被害児童及びその保護者の意見に十分傾聴する。

新発田市長への報告

- ①教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- ②いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、児童又は保護者から文書の提供を受け、調査結果報告書に添えて提出する。

学校としての取組（教育活動の正常化、いじめのない学校を目指して）

- ① 教育活動の正常化、児童の不安解消に全力を挙げて取り組む。
- ② いじめ被害児童及び加害児童の継続的な観察と支援を行う。
- ③ いじめ被害児童保護者及び加害児童保護者へ継続的な報告をする。
- ④ 調査委員会から指摘、指示を受けた点を改善していく。  
□いじめ防止基本計画 □教育計画、教育活動の改善 □職員の研修計画（意識の高揚、いじめ発見等）等
- ⑤ 教育委員会へ継続的な報告をする。（被害児童及び加害児童の様子、保護者の様子、外の児童の様子等）